

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年3月6日（金） 号外第24号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 教委告示 新型コロナウイルス感染症対策のための口頭による開示請求を行わせることができる個人情報の特例（1）（教育総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 調達公告 一般競争入札の中止（庶務集中課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第1号

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、平成27年鳥取県教育委員会告示第5号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の特例を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第13条の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月6日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

- 1 特例の対象となる個人情報取扱事務の名称
鳥取県立高等学校入学者選抜のうち、令和2年度入学者選抜に係るもの
- 2 特例の内容
開示請求を行うことができる期間を次のとおりとする。
 - (1) 令和2年3月17日及び同月18日（再募集入学者選抜に出願しようとする者に限る。）
 - (2) 令和2年3月26日から同年4月24日まで

調 達 公 告

令和2年1月28日付鳥取県公報第9171号で公告した一般競争入札を中止するので公告する。

令和2年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札を中止する調達案件
東部（本庁）地区納入分 複合機（カラー、中速機）
東部（本庁）地区納入分 複合機（白黒、高速機）
東部地区納入分 複合機（カラー、高速機）
中部地区納入分 複合機（カラー、中速機）
- 2 入札を中止する理由
新型コロナウイルス感染症の影響により複合機の供給に支障が生じていることが確認されたため。